

埼玉西部消防組合救急隊指導委員に関する要綱

平成25年4月1日

消防局訓令第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉西部消防組合管内における救急業務の高度化を図るため、埼玉西部消防組合の救急用自動車（以下「救急車」という。）搭乗による処置等及び救急隊員等（指令課員を含む。）に対する教育、指示、指導及び助言並びに埼玉県西部第一地域メディカルコントロール協議会が定める救急活動の事後検証を行う医師（以下「救急隊指導委員」という。）の職務、任用及び勤務条件等に関する事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 救急隊指導委員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害現場及び救急車内において必要に応じて行う次に定める範囲の処置に関すること。
 - ア 患者の病態診察及び管理
 - イ 気道確保
 - ウ 呼吸管理
 - エ 点滴及び輸液
 - オ 救急蘇生法
 - カ その他救急隊指導委員が必要と認めるもの
- (2) 災害現場及び救急車内において救急隊員等の行える処置の指示及び指導に関すること。
- (3) 救急隊員等に対する電話等による次に定める範囲の指示、指導及び助言に関すること。
 - ア 災害現場及び搬送途上における応急処置の指示、指導及び助言に関する

こと。

イ その他業務執行上必要な指示、指導及び助言に関すること。

(4) 救急隊員等の教育に関すること。

(5) 救急活動の事後検証に関すること。

2 救急隊指導委員は、前項第1号に定める処置を行った場合には、救急隊指導委員処置記録票(別記様式)に所要の事項を記録し、その写しを消防長に提出しなければならない。

(出場要請)

第3条 消防長は、次に掲げる場合に救急隊指導委員の出場要請をすることができる。

(1) 傷病者に対し救命上治療手段を必要とする場合

(2) 傷病者の救出又は病院到着までに時間を要する場合

(3) その他消防長が必要と認める場合

2 前項の出場要請は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとし、埼玉西部消防組合の休日を定める条例(平成25年条例第1号)第1条第1項に規定する休日は、行わないものとする。

(判断基準)

第4条 前条第1項の出場要請判断は、次の各号に掲げるいずれかによるものとする。

(1) 指令課員の判断は、次の基準によること。

ア 高所からの墜落のようだ。

イ 歩行者が車に跳ね飛ばされた。

ウ 車と歩行者、自転車又はバイクの衝突

エ 車に轆ひかれたようだ。

オ 車から放り出されたようだ。

カ 救出に時間を要すると思われる。

キ 心肺停止が疑われるとき。

ク 苦しくて会話ができないようだ。

ケ 周囲の緊迫度（慌てている。）

コ その他救急隊指導委員の出場が必要と思われるとき。

(2) 救急隊長の判断は、次の基準によること。

出場途上に得た情報や傷病者の状態から、救急隊指導委員との連携が必要と判断したとき。

(資格)

第5条 救急隊指導委員は、埼玉西部消防組合管内の医療機関に勤務する医師で、日本救急医学会専門医若しくは日本麻酔科学会専門医のいずれか、又はこれに準ずる者とする。

(身分及び任用)

第6条 救急隊指導委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める嘱託員として、管理者が委嘱する。

2 救急隊指導委員は、消防局救急課に所属する。

(嘱託期間)

第7条 救急隊指導委員の嘱託期間は、前条第1項の委嘱した日から当該委嘱をした日の属する年度の末日までとする。

(解職)

第8条 管理者は、救急隊指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 救急隊指導委員が退職を願い出た場合

(2) 心身の故障のため、職の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 職務の遂行に必要な適格性を欠く場合

(勤務時間)

第9条 救急隊指導委員の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号及び第2号に規定する業務は、第3条に規定する出場要請を受けたときから救急隊指導委員の所属する病院に帰院したときまでとする。ただし、医療機関が保有する車両等において救急隊指導委員が出場した場合は、災害現場に到着するまでの間を除く。
- (2) 第2条第1項第3号に規定する業務は、指示、指導又は助言を与えた時間とする。
- (3) 第2条第1項第4号に規定する業務は、教育を行った時間とする。
- (4) 第2条第1項第5号に規定する業務は、事後検証を行った時間とする。

(報酬)

第10条 救急隊指導委員の報酬は、埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第23号）に基づき、予算の範囲内で定める月額報酬とする。

(公務災害補償等)

第11条 救急隊指導委員の公務上の災害補償等は、埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成25年条例第29号）に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

救急隊指導委員処置記録票

埼玉西部消防局

指導委員所属		指導委員氏名				
出場場所						
傷病者住所						
傷病者氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳	
覚知日時	年	月	日	時	分 秒	
出場車両名		傷病者接触時刻	時	分	秒	
事故概要						
現着時の状況						
指導委員が行った処置等						
初診時傷病名		収容医療機関				
初診時程度別	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> その他					
備考						
作成者氏名等	<div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">㊟</div>					